

◆ 中小企業経営強化税制の概要

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期間は2年間。

改正概要 【適用期限：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	① 経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	① 経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械・装置（160万円以上） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆ 器具・備品（30万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆ 建物附属設備（60万円以上） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ ソフトウェア（70万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械・装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3,000万円以下の法人及び個人事業主は、即時償却又は10%税額控除）	

※ 事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

（経済産業省資料を基に作成）

- ② **中小企業投資促進税制**について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限が**2年延長**されて、平成31年3月31日までとされました。
- ③ **特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度**の適用期限が**2年延長**されて、平成31年3月31日までとされました。
- ④ 「中小企業投資促進税制」、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」及び上記①の「中小企業経営強化税制」について、これらの税額控除の控除税額合計は、当期の法人税額の20%を上限とされました。

留意点

- 生産性向上設備投資促進税制（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）については延長されず、平成29年3月31日をもって廃止となりました。
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置には、法律の認定は要件とされていませんでしたが、改組後の中小企業経営強化税制には認定が必要です。

(3) 中小企業の競争力強化のための研究開発税制等の見直し （措法42の4）

中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の総額に係る税額控除制度の改組にかかわらず、一律の税額控除率（改正前：12%）を維持した上、2年間の時限措置として、拡充する措置が講じられました（所得税についても同様です。）（**1** **競争力強化のための研究開発税制等の見直し**）に詳細。（6ページ③ロ）参照）。

(4) 中小企業の賃上げを促すための税制上の措置 （措法42の12の5）

所得拡大促進税制について、高い賃上げを行う中小企業に対して、大企業を上回る支援の強化が講じられました。

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、一定の要件（※）を満たせば、控除額が従来の制度に上乗せされることになりました（所得税についても同様です。）（**2** **賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し**）（11ページ）も参照）。

（※）要件

$$\frac{\text{適用事業年度の平均給与等支給額} - \text{前事業年度の平均給与等支給額}}{\text{前事業年度の平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

【控除税額】

改正前	
雇用者給与等支給増加額（H24年度からの増加額）× 10%	
↓	
改正後（上記要件を満たす場合）	
雇用者給与等支給増加額（同上）	$\times 10\% + \left(\frac{\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額} - \text{前事業年度の雇用者給与等支給額}}{\text{前事業年度の雇用者給与等支給額}} \right) \times 12\%$ ↳ 雇用者給与等支給増加額が限度
改正後（上記要件を満たさない場合）	
雇用者給与等支給増加額（同上）× 10%（従来どおり）	

(5) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限延長 (措法42の3の2)

年800万円以下の部分の所得にかかる法人税率（本則19%）が15%とされる中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が**2年延長**され、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度までとされました。

対 象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

(中小企業庁資料を基に作成)

(6) 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例の拡充 (地法附15④)

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間内に中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る**固定資産税の課税標準の特例措置**（平成28年度税制改正で創設された課税標準を最初の3年間2分の1とする特例措置）について、地域・業種を限定(注1)した上で、その**対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備**（償却資産として課税されるものに限ります。）**のうち一定のもの**(注2)が**追加**されました。

(注1)「地域・業種を限定」とは、「最低賃金が全国平均未満の地域にあっては全ての業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあっては労働生産性が全国平均未満の業種」に限定するものです。

(注2)「測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備のうち一定のもの」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものをいいます。

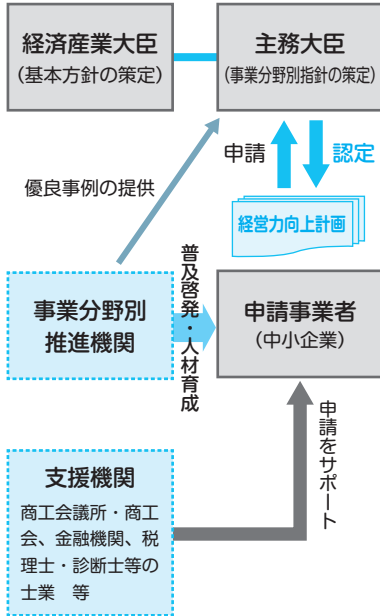
①	次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの	
	イ 測定工具及び検査工具	5年以内
	ロ 器具・備品	6年以内
	ハ 建物附属設備	14年以内
②	旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの	
③	次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める取得価額であるもの	
	イ 測定工具及び検査工具並びに器具・備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
	ロ 建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

◆ 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例の拡充

- GDP 600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期限：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- ▶ 中小事業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する器具備品・建物附属設備等
※ 中小事業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- ▶ 生産性を高める設備が対象（H29年・30年に新規取得）
（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上（工業会等による確認）等）

【特例措置】

- ▶ 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ▶ ① 最低賃金が全国平均未満の地域
⇒ 全ての業種
 - ▶ ② 最低賃金が全国平均以上の地域
⇒ 労働生産性が全国平均未満の業種
- ※ 機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

〈対象設備の例〉

セルフレジ、空調設備、冷蔵陳列棚

（経済産業省資料を基に作成）

5 円滑・適正な納税のための環境整備

手続を簡素化する趣旨から、次の見直しが行われました。

- ① 法人税の納税地に異動があった場合に異動前及び異動後の税務署長に提出することとされていた届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出が不要とされました。連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様です。
(法20)

ポイント

消費税及び電源開発促進税の納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様です。

(消費税法25、電源開発促進税法施行令5)

適用 期日

上記の改正は、平成29年4月1日以後の法人税等の納税地の異動について適用し、同日前の法人税等の納税地の異動については、なお従前の例によります。
(平29改所法等附1、13、32、電源開発促進税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第111号)附則2)。

- ② 法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされました。
(法人税法施行規則63、64、65)

適用 期日

上記の改正は、平成29年4月1日以後に提出する届出書等から適用されます(法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年財務省令第17号)附則5)。

- ③ 外国税額控除制度及び研究開発税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合において連動的に税額控除額を増加できるものとされました(所得税についても同様です(所法95、措法10他))。
(法69、措法42の4他)

ポイント

法人税額の増加に連動して税額控除額が増加する外国税額控除等については、納税者が更正処分を受けても改正前は自動的に税額控除額が増加しませんでした(更正の請求等が必要)。この点について、自動的に税額控除額が増加する措置が講じられたものです。

適用 期日

上記の改正は、平成29年4月1日以後提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は同日以後にされる更正に係る事業年度分の法人税について適用されます(平29改所法等附1、62②)。所得税については、平成29年4月1日以後提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る所得税又は同日以後にされる更正に係る年分の所得税について適用されます(平29改所法等附1、44②)。

6 その他

次の見直し等が行われました。

- ① 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度（一般・短期）の適用停止措置及び適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）の期限がそれぞれ3年延長されて、適用停止措置は平成32年3月31日まで、適用除外措置は平成31年12月31日までとされました。（措法62の3、63）
- ② 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が3年延長されて、平成32年3月31日までに開始する事業年度までとされました。（措法68の4）
- ③ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられました（法人住民税関係の中小企業向け各租税特別措置においても同様です。）。（措法42の4⑧六の二、地法附8）

適用 期日

③の改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
（平29改所法等附62①）

留意点

適用停止となる主な租税特別措置法上の中小企業向け特例

特 例	措置法
法人税の軽減税率（800万円以下15%）	42の3の2①
中小企業技術基盤強化税制	42の4
中小企業投資促進税制などの設備投資促進税制	42の6等
所得拡大促進税制（中小企業部分）	42の12の4
中小企業等の貸倒引当金の特例	57の9
交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（年800万円以下）	61の4②
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	67の5①

（注）適用停止となるのは、平成31年4月1日以後に開始する事業年度からですので（平29改所法等附62①）、平成30年3月31日までの措置（交際費等の損金不算入制度における定額控除制度など）や平成31年3月31日までの措置（法人税の軽減税率など）については、今回の改正では措置されていません。今後の税制改正において適用期限が延長された場合は、該当企業について適用停止の措置が講じられることとなります。